

滋賀県文化振興基本方針の改定について

1 趣旨

現在の「滋賀県文化振興基本方針」の最終年度が平成 27 年度であることから、社会経済情勢の変化などを踏まえながら、平成 28 年度からの新たな方針を策定するもの。

2 方針の性格

滋賀県文化振興条例に基づき、文化振興施策の総合的・効果的な推進を図るため、文化振興に関する総合的・長期的な目標、文化振興施策の方向等を盛り込んだ基本的な方針。

3 経緯

平成 13 年 12 月	文化芸術振興基本法 施行
平成 18 年 10 月	滋賀らしい文化芸術振興のあり方検討委員会 設置
平成 21 年 7 月	滋賀県文化振興条例 公布・施行
平成 23 年 3 月	滋賀県文化振興基本方針 策定

4 計画の期間

平成 28 年度 (2016 年度) ～平成 32 年度 (2020 年度)

5 検討の進め方

滋賀県文化審議会での審議を軸に、文化行政関係課長会議(座長:総合政策部次長)において県庁関係部局が横断的な連携を図るとともに、文化団体や県民等との対話を重ねながら検討を進める。

6 スケジュール(案)

平成 27 年 1 月	滋賀県文化審議会 諮問
平成 27 年 2 月～9 月	文化団体等との対話
平成 27 年 5 月～9 月	県民対話事業
平成 27 年 11 月	滋賀県文化審議会 答申
平成 27 年 12 月	県民政策コメントの実施
平成 28 年 3 月	計画策定・公表
	※適宜、常任委員会へ報告

滋賀県文化振興基本方針の概要

(平成23年度～平成27年度)

滋賀が目指す将来の姿

多様な主体による協働のもとに、自然とともに日々の暮らしの中で魅力ある文化を育み、誰もが誇りや愛着を持てる滋賀

基本目標 (5年後)

～滋賀の文化力が高まり、地域が元気になっていく姿～

- 文化を大切にする気運が盛り上がる
- 伝統文化、生活文化、風景、芸術文化等と合わせて文化力が高まる
- 文化の滋賀ブランドの構築が進み、滋賀が元気になっていく

文化振興施策の方向および重点施策

1. 県民の主体的な文化活動の促進

【重点施策1】 自立的な文化活動の促進

- ①文化団体の自立的な活動の促進
- ②文化ボランティア活動の促進
- ③企業等による文化活動支援の促進
- ④後援、顕彰等の推進

【重点施策2】 文化活動の環境の整備

- ①時代の変化に応じた多彩な事業展開の推進
- ②県内文化施設のネットワーク化による有効活用
- ③文化活動の場の拡充(文化施設以外の場所)
- ④情報の発信・取得の環境整備の推進
- ⑤障害者、高齢者、子育て中の保護者等の文化活動の充実

2. 未来の文化の担い手の育成

【重点施策3】 子どもが本物の文化に触れる機会の充実

- ①子ども・若者向け公演・展示等の拡充
- ②文化施設の観覧料の優遇
- ③地域における文化体験学習の充実
- ④学校教育における文化体験学習の充実
- ⑤教員を対象とした文化研修機会の充実

【重点施策4】 若手芸術家等の育成・支援

- ①若者の文化活動の促進
- ②若手芸術家、伝統文化伝承者等の育成・支援
- ③顕彰制度の充実
- ④若手芸術家等の活動情報の発信支援

【重点施策5】 文化活動を支える人材の育成・支援

- ①文化行政職員・文化施設職員の育成
- ②アートマネジメントを目指す学生の育成
- ③文化ボランティア等の育成

3. 文化力の向上による滋賀ブランドの構築

【重点施策6】 滋賀ならではの文化的資産の発掘・保存・活用

- ①滋賀ならではの文化的資産の発掘
- ②滋賀ならではの文化的資産の保存と活用

【重点施策7】 滋賀の新たな文化的資産の創造

- ①芸術創造の促進
- ②芸術家が集う環境整備

【重点施策8】 文化による滋賀ブランドの国内外へ発信

- ①観光・産業分野との連携による魅力ある文化的資産の活用
- ②魅力ある文化的資産の発信・交流の促進

推進体制

- | | |
|-----------------|----------------------------|
| 1. 多様な主体との連携・協働 | 市町、文化団体、文化・経済フォーラム滋賀等 |
| 2. 県の体制 | 関係部局間の連携体制の整備、広報体制の充実等 |
| 3. 滋賀県文化審議会 | 評価部会、次世代育成部会の設置 |
| 4. 財源の確保 | マザーレイク滋賀応援基金、滋賀県文化振興基金の活用等 |